

# 佐賀県認定リサイクル製品認定委員会設置要領

## (設置)

第1条 この要領は、佐賀県リサイクル製品利用推進要綱（以下「要綱」という。）

第4条第2項の規定に基づき、佐賀県認定リサイクル製品認定委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項について定めるものとする。

## (所掌事項)

第2条 委員会は、次の事項について調査及び検討をおこなう。

- (1) 佐賀県認定リサイクル製品の認定基準に関すること。
- (2) 佐賀県認定リサイクル製品の認定に関すること。
- (3) 佐賀県認定リサイクル製品の認定の取消しに関すること。
- (4) その他要綱の目的を達成するために必要な事項に関すること。

## (組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織し、別表に掲げる者をもって組織する。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれを定める。

## (職務)

第4条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

## (任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 委員は、辞任又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまではその職務を行うものとする。

## (会議)

第6条 委員会の会議は委員長が必要に応じて招集し、その議長になる。

- 2 委員会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことはできない。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、会議に構成員以外の関係者の出席を求めることができる。

## (庶務)

第7条 委員会の庶務は、県民環境部循環型社会推進課において処理する。

## (その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営等について必要な事項は、委員長が委員会に諮って別に定める。

## 附 則

この要領は、平成13年12月26日から施行する。

この要領の改正は、平成16年4月1日から施行する。

この要領の改正は、平成20年4月1日から施行する。

この要領の改正は、平成20年7月16日から施行する。

この要領の改正は、平成22年4月1日から施行する。

この要領の改正は、平成28年4月1日から施行する。

## 別表

団体名等	役職	氏名
佐賀大学	名誉教授	染谷 孝
佐賀大学	講師	三島 悠一郎
佐賀県商工会議所連合会	専務理事	古園 裕久
佐賀県商工会連合会	専務理事	宮崎 珠樹
公益財団法人 佐賀県産業振興機構	産業振興部長	木村 和久
特定非営利活動法人 消費生活相談員の会さが	理事	齊藤 定子
公益財団法人 佐賀県建設技術支援機構	材料試験センター副所長	瀬戸 健一郎
衛生薬業センター	所長	吉村 博文
窯業技術センター	副所長	古田 祥知子
工業技術センター	副所長	大坪 昭文
農業試験研究センター	環境農業部長	稲田 稔